

## 独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部ツイッター運用ガイドライン

令和3年3月24日

### (目的)

1. このガイドラインは、独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部がツイッターにおけるアカウントを取得し、ツイッターを通じてより多くの方へ事業に関する情報提供を行うための基本的なルールを定めるものである。

### (アカウント)

2. アカウントは次のとおりとする。
  - (1) 名称 : 豊川用水 (水資源機構)
  - (2) アカウント名 : jwa\_TOYOGAWA
  - (3) URL : [http://twitter.com/jwa\\_TOYOGAWA](http://twitter.com/jwa_TOYOGAWA)

### (運営方法及び管理者)

3. ツイッターの運用は豊川用水総合事業部にて行うものとし、ツイッター管理者は事務担当管理職とする。

### (管理者の役割)

4. ツイッター管理者は、ログインパスワード等を適正に管理し、投稿する情報を決定するとともに、円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### (投稿)

5. ツイッターによる情報の投稿は、ツイッター管理者の監督のもと、指定された担当者が行うものとする。

### (投稿内容)

6. ツイッターにおける投稿内容は、次に掲げる情報とする。
  - (1) 水資源機構のホームページに掲載されている情報
  - (2) ツイッター管理者が必要と認める情報

### (フォロー)

7. 本アカウントは、水資源機構公式ツイッターをフォローするものとする。また、国、地方公共団体、その他公共性の高い機関が運営していることが確実と認められるアカウントに限りフォローすることができる。

### (フォローへの対応)

8. 他者からフォローを受けた場合は、問題が生じない限り拒否しないものとする。

(リツイート)

9. ツイッター管理者が必要と認めた場合は、他者の投稿内容について、リツイートすることができる。

(リプライ)

10. 投稿する情報に対するリプライ（返信）等に対しては、回答しないものとする。

(投稿に際しての留意事項)

11. 情報の投稿に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 公式なアカウントであることを十分認識し、適切な情報を投稿しなければならない。
  - (2) 本アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
  - (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに最大限留意しなければならない。
  - (4) 投稿する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(なりすまし防止)

12. 他者によるなりすまし行為による誤情報等の流布を防止するため、ツイッターのアカウント名を豊川用水総合事業部のホームページ上に明示する。また、なりすまし行為を発見した場合は、ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(ツイートに記載するリンク先)

13. ツイートに記載するリンク先は、原則として水資源機構ホームページのみとする。

(不適切な情報発信等の対応)

14. 職員または他者から不適切な情報発信である旨の連絡があった場合は、ツイッター管理者は必要に応じて、当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。

(運用ポリシーの周知・変更等)

15. 本ガイドラインの内容は豊川用水総合事業部に掲載し周知する。また、ガイドラインは必要に応じて変更するものとする。